

議 答 申 個 第 2 6 号

平成19年12月14日

生駒市長 山下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

個人情報保護制度の実施に関する事項について（答申）

平成19年11月26日付け生文第160号で諮問のあった件について、生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例（平成9年12月生駒市条例第28号）第2条第1項の規定により、次のとおり答申します。

記

1 包括的諮問事項の取扱いについて

別紙の包括的諮問事項の類型に該当するオンライン結合については、改めて個別に当審議会の意見を聴く必要はないものとします。

ただし、個別の事案が類型化された包括的諮問事項に該当するか否かについては、慎重に判断し、疑義がある場合は、当審議会の意見を聴くなど適正な運用に努められたい。

包括的諮問事項

結合してはならない電子計算機を例外的に結合することができる場合の類型

番号	類 型	理由又は必要性
1	<p>法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく事務で、オンライン結合により事務処理することが法令等に規定されている。</p>	<p>法令等にオンライン結合により事務処理することが規定されている。</p>
2	<p>全国一律で処理することとされている事務でのオンライン結合であって次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 オンライン結合により市民サービスの向上、市民負担の軽減、事務の効率化又は迅速性が要請されるものであるなどの公益上の必要性が認められること。 2 オンライン結合の相手方が国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該事務を法令等の定めに基づき行うこととされる団体であること。 3 提供する個人情報の内容が、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内であること。 4 オンライン結合を行うことにより、個人情報の漏えい、滅失、損傷等の危険が生じないよう実施機関及び結合先においてセキュリティ対策その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国一律に、大量の情報を正確に、かつ、迅速に処理することが求められている事務においては、オンライン結合による情報処理が不可欠となっている。 2 オンライン結合により住民サービスの向上、住民の負担軽減、行政事務の効率化及び迅速化等といった効果が認められる。 3 オンライン結合の相手方は個人情報保護のための制度が整備されており、かつ、提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられている。 4 個人情報の提供に当たっては、利用目的の範囲内であることなどの一定の制限がある。 5 オンライン結合を行うことにより、個人情報の漏えい、滅失、損傷等の危険が生じないようにするため、実施機関において適切な技術的措置が講じられている。